

振動規制法の規定による地域及び規制基準等（平成24年岩手県告示第245号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>別表第1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>備考1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として<u>平成24年3月30日現在</u>において同法の規定により定められている地域をいう。</p> <p>2 [略]</p>	<p>別表第1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>備考1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として<u>平成26年10月1日現在</u>において同法の規定により定められている地域をいう。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	